

弘前藩における葡萄酒の醸造について

―「国日記」に見える最古の記録―

福井 敏隆

はじめに

筆者は昨年、ある調査で「国日記」の寛文元年（一六六一）から元禄三年（一六九〇）まで三〇年間（冊数にして約二二〇冊）を丹念に調べる機会を得た。この調査の際、以前から依頼されていた弘前藩の葡萄酒醸造についても、記事がないか調べてみた。きっかけは、令和二年（二〇二〇）二月一日～五日に岡山県津山市で開催された第一七回全国城跡等石垣整備調査研究会で知り合った山梨県埋蔵文化財調査センターの今福利恵氏から、『津軽史』第一五巻（青森県文化財保護協会・昭和六〇年（一九八五）三月二五日発行）の一～三頁に記載されている元禄五年（一六九二）の記事では、参勤交代で江戸から下向した松前志摩守に「葡萄酒」を進物として弘前藩で贈っているが、活字でしか確かめられないので、是非この原史料を見たいという要望があった。「国日記」の該当部分のコピーをお送りしたところ、今福氏からこの再コピーを頂いたという地元で葡萄酒を調査・研究しておられる甲州市教育委員会の小野正文氏からも礼状が届き「もととなる記述」を初めて見たという事であった。

小野氏の礼状には、①弘前には明治初年の葡萄が残っており、江戸時代には藩主が甲州葡萄を植えたこと、その子孫が生き残っているのではないか、②葡萄の病氣「フィロキセア」^{（フィロキセア）}がなかったら、弘前と愛知県の知多が一大葡萄園とワインの産地になっていただであろうと思っており、いつかは弘前を調査したいと思っていたと書かれてあった。そこで、「江戸時代に藩主が甲州葡萄を植えた」という事が確かめられるのかと、この記事より古いものがあるのかをとりあえず調べて見ることをお約束したが、その後はコロナ禍もあり、調査は出来ないでいた。今回、機会を得たので平行して調査を試みた次第である。「国日記」については元禄四年以降、同九年迄の一〇八冊も追加で調べてみた。以下「国日記」の記事を主に紹介していくが、紙幅の都合もあり記事そのものは翻刻はしないので、後掲の「表」を参照して欲しい。

「国日記」に見える記録

延宝二年（一六七四）九月二八日条に、葡萄酒を家老の高倉五兵衛が藩の台所に献上したという記事が弘前藩では最初で最古のものである。近習の北村内記が四代藩主信政にこのことを披露しているので、高倉から自家醸造の葡萄酒が献上されたものであろう。しかし、葡萄酒関連記事としては寛文一三年（一六七三）三月六日条に、藩主信政の夕食時に「ちんた酒」が出されている記事が最古といえる。「ちんた」とは『広辞苑』第七版（岩波書店・二〇二一年七月二〇日発行）の一九二四頁では、ポルトガル語の *vinho tinto* の略で、赤色のワインの意とあり、輸入した

葡萄酒を指すものと思われた。相伴には高倉五兵衛・渡部次太夫・傍島九郎左衛門・進藤庄兵衛の重臣四名が招かれている。「ちんた酒」についての記事は「江戸日記」の天和二年（一六八二）三月五日条と翌三年五月二日条にも記事があり、弘前藩では幕府の阿蘭陀方に依頼して入手していたようである。

一方、天和二年八月二七日条の記事では葡萄酒を二斗程造る（醸造する）事を窺う記事があり、この時点で、弘前藩で葡萄酒を醸造していたことは確かと考えられる。二年後の貞享元年（一六八四）九月二日条では、葡萄酒の調合（醸造）について藩主信政に伺ったところ、「例年の通り調合」するようにと申し付けられたので、その旨を台所役人に申し渡したという記事があり、天和と貞享年間には、弘前藩では藩主信政の飲用に、台所役人が葡萄酒を醸造していたものと推定される。この葡萄酒は弘前藩領内で採れた葡萄酒を原料としていたことは確かであろう。ただ、この年の九月九日条の記事では、藩士の須藤半三郎が知行所の葡萄酒を台所まで差し上げたいと申し出て、藩主信政の許可を得ているので、藩士の知行所で葡萄酒が採れた事は確かである。葡萄酒は生食用のみならず葡萄酒の醸造用にも活用されていたものと考えられる。同様の記事は元禄五年（一六九二）一〇月三日条にも見える。貞享三年（一六八六）八月一五日条の記事では、弘前八幡宮の祭祀に際し、各町内で運行する練り物や屋台が城内の三の丸を通行するのを、藩主信政は二の丸辰巳櫓から見物をしているが、この時、飲食用に菓子と葡萄酒・桑酒が出されているので、八幡宮の祭礼見物時に葡萄酒が供されるのは恒例であったようだ。

ただ、これらの葡萄酒の原料である葡萄が、甲州産のものが植えられて栽培されたものなのかどうかは確認できなかった。推定の域を出ないが、地元にあった葡萄を使用して葡萄酒は醸造されていたのではないかと思われる。また、貞享五年（一六八八）三月二日条の記事では、天和二年から貞享二年まで忍冬酒・桑酒も葡萄酒と一緒に造られていたことが分かり、弘前藩では葡萄酒以外の酒も恒常的に造られていたことが判明する。元禄五年十一月三日条の記事では、江戸にいる藩主信政の継室用に桑酒・甘露酒・なんばん酒・葡萄酒・泡盛酒の五種類を各五升、世継ぎ信寿の正室用に桑酒・なんばん酒・甘露酒の三種類（同量か？）を登すようにと命じられており、藩主の婦人達もこれらの酒を嗜んでいたことが判明する。ただ、なんばん酒というのは葡萄酒とは別物で、みりんのような甘い酒であったようだ（山下勝「日本における蜜淋製造技術の改良と南蛮酒」・『醸協』第八八巻の第八号（一九九三）所収）。

「江戸日記」に見える記録

「江戸日記」を見ると、貞享二年（一六八五）一二月二九日条と翌年の閏三月二九日条の記事では、幕府の高家吉良上野介義央に葡萄酒が進呈されているほか、翌三年二月四日条の記事では那須遠江守資弥すけのみちへも葡萄酒が進呈されており、藩内で消費する他に、江戸では贈答用にも使用されていたことが分かる。なお、吉良家からは娘のあぐりが分家の旗本黒石津軽家の三代当主政兎まさとに嫁いでおり、一方那須家には信政の三男資徳が養子に入っているため、共に姻戚関係があった。江戸で供された葡

葡萄酒は国元で醸造されたもので、「国日記」元禄二年（一六八九）九月二日条の記事では、葡萄酒がないので、江戸への「便」（運送の用便と思われる）があったら差し登すようにと江戸から催促が来ており、間違いはないと思われる。

また、元禄七年（一六九四）九月一四日条の記録では、国元を八月一四日に出立した荷物が一九日ぶりで江戸藩邸に届いたが、その中に「ちんた酒」と桑酒があった。この場合の「ちんた酒」は葡萄酒を指すのか、江戸からの下り物として国元にあった「ちんた酒」を指すのかは不明である。

日本最古の葡萄酒の醸造記録

熊本大学永青文庫研究センターの後藤典子特別研究員の研究によると、小倉藩時代の細川家では藩主細川忠利が家臣の上田太郎右衛門に命じて、知行所の豊前国仲津郡大村（現福岡県京都郡みやこ町）で、寛永四年（一六二七）から七年（一六三〇）迄は「がらみ」（エビヅル＝ブドウ科ブドウ属）を原料として、大豆で甘みをつけ、葡萄酒が醸造されていたが、その後は造られなくなったという（後藤典子「研究ノート 小倉藩細川家の葡萄酒造りと其の背景」・『永青文庫研究』創刊号（二〇一八年三月刊）所収）。詳しくは『永青文庫の古文書 光秀・葡萄酒・熊本城』（吉川弘文館・令和二年（二〇二〇）五月一〇日発行）所収の後藤氏の書いた「一六二〇年代 細川家の葡萄酒醸造とその背景」を読んで欲しい。なお後藤氏はこれらの論文等では触れられていないが、

『北九州市立自然史・歴史博物館研究報告B類』第一五号（同館・二〇一八年三月刊）には、元同館学芸員永尾正剛氏の論文「細川小倉藩の「葡萄酒」製造」が掲載されている。永尾氏は前述の細川家史料については以前から発見していたというが、細川藩の葡萄酒醸造の開始を寛永五年としており違いがある。寛永四年の記録が、今のところ日本最古の葡萄酒醸造の記録である。

また、令和二年（二〇二〇）一月三日付けの熊本大学プレスリリース「細川家による葡萄酒製造の下限を示す寛永9年（1632）8月の史料を新たに発見」（熊本大学永青文庫研究センター 中原氏の提供）によれば、小倉藩時代の細川家の寛永九年（一六三二）八月二〇日付けの「奉書」が見つかり、再び藩主細川忠利が家臣の上田太郎右衛門に命じて葡萄酒を醸造するように命じたことが分かった。当時の醸造技術から推定すると九月初めには葡萄酒は出来たらしく、この年だけであるが復活したらしい。細川家はこの年、小倉から熊本に国替えになり、一月九日に熊本に入城しているが、同家では今の所、これ以降に葡萄酒を醸造した記録は見当たらないという。なお、細川家では葡萄酒はあくまでも「薬酒」として醸造していたという。

まとめ

弘前藩の葡萄酒醸造が確認出来るのは、細川藩が葡萄酒醸造をしなくなってから約四〇年後である。技術伝承があったのかどうかは不明である。因みに「がらみ」＝エビヅルは津軽地方でも見られる植物との事で

ある（県立郷土館研究員片山卓恩氏の御教示による）が、弘前藩では領内で採れた葡萄から葡萄酒を醸造したものと思われる。また、葡萄酒のみならず、桑酒・忍冬酒・甘露酒・南蛮酒なども造っており、藩主や奥方の飲料用の他、贈答用にも使用されたことが判明し興味深い。このうち、忍冬酒はみりんにスイカズラをつけ込んだリキュールで、菓酒としての性格が強い。桑酒も、もち米と米麴と桑の葉を焼酎に漬けたのだといわれ、この二種類は奥方達に菓酒として供された可能性が高いのである。

（ふくい・としたか 弘前大学國史研究会会員）

表 弘前藩の葡萄酒醸造関係記事（弘前藩日記の内「国日記」・「江戸日記」から）

No.	年号	西暦	月	日	記事	典拠	備考
1	寛文13	1673	3	6	この日4代藩主津軽信政の夕食の相伴に高倉五兵衛・渡部次太夫・傍島九郎左衛門・進藤庄兵衛が招かれ、料理とちんた酒が出されている（高倉ら4名は家老などの重臣）	国	ちんた酒はポルトガル語で赤ワインの事だが、[5]の記述から幕府の阿蘭陀方から入手した葡萄酒を指すものと思われる
2	延宝2	1674	9	28	葡萄酒を台所へ高倉五兵衛が献上した事を北村内記が信政に披露している	国	葡萄酒の記述の初出記事である
3	延宝4	1676	3	11	江戸においての弘前藩からの献上品・進呈品の書き上げ中に、8月の進呈品として、せんけい和尚宛に葡萄一籠・清蔵（漬）一樽が見え、9月9日の重陽の節句に4代將軍家綱の正室宛に藩主信政の世継ぎ平蔵（後の5代藩主信壽）から葡萄三百房を献上する旨の記事が見える	国	弘前藩の江戸での献上品・進呈品を書き上げた記事の中に見えるこの葡萄は弘前藩領内の産出物と思われる
4	延宝8	1680	12	9	家老山鹿八郎左衛門が家老津軽玄蕃の宅を訪問した時の土産に、杉重入りの菓子一組・忍冬酒一樽・葡萄酒一樽を進呈した事が見える	国	山鹿八郎左衛門は山鹿素行の甥、津軽玄蕃は藩主信政の同母弟
5	天和2	1682	3	5	ちんた酒御用につき川口源左衛門へ手紙で依頼をした記事があり、川口から宮城与一という人物が遣わされ阿蘭陀方へ連絡したので、ちんた酒四升を入手のため藩士の斎藤次郎兵衛と小人4人が遣わされた、お礼として金子二両を斎藤次郎兵衛が持参している	江戸	ちんた酒は幕府の阿蘭陀方から入手をしている
6			8	27	葡萄酒を二斗程造るようと窺いの記事あり	国	原料の葡萄は領内で生産されたものを使用したことは確かである
7	天和3	1683	正	12	忍冬酒五斗を調えたき由、宮城監物様に仰せ遣わされたという記事あり ※江戸からの報告の記事である	国	宮城監物については不明だが、[5]の記事に出てくる宮城与一を指すと思われる
8			5	21	泉屋宗房へ用人の間宮求馬が申し遣わした覚（注文）の中に、「越中守（信政）用事」としてちんた酒を調えるようにと書かれている ※他には伽羅・遠目かね・磁石・柄鯨を注文をしている	江戸	泉屋はオランダからの輸入品を扱う商人のようであり、屋号から推測すると現在の住友商事の前身に繋がる泉屋一族と思われる
9			7	27	山鹿平馬から阿蘭陀焼酎一徳利が藩主信政用に献上され、家老の津軽大学宛に書状を添えて来る	江戸	山鹿平馬は山鹿素行の弟で平戸松浦藩の家老、家老の津軽大学は素行の甥で山鹿八郎左衛門から改名した
10	貞享元	1684	9	2	葡萄酒の調合（醸造）について藩主信政に伺った所、例年の通り調合するようにと申しつけられたので、その旨を台所役人に申し渡したという記事あり	国	「例年の通り」とあるので、この時点では毎年ある程度醸造をしていたものと推定される

No.	年号	西暦	月	日	記 事	典拠	備 考
11			9	9	藩士の須藤半三郎が「知行所の葡萄酒台所まで差し上げ申したき旨」を中川小隼人へ申した趣を、用人の木村奎之介が取次ぎ、藩主信政に披露をした所「能く差し上げ候旨」の仰せ出しがあったという記事が見える	国	この葡萄酒の献上は生食用か葡萄酒の醸造用かは不明であるが、弘前藩領で葡萄酒が採れた事は確かである
12			11	22	藩主信政生母久祥院が修復後の本城（本丸）に初めて出向く23日晩の献立の中に葡萄酒が書かれている	国	
13	貞享2	1685	12	2	今晩山鹿藤助を振る舞うので、藩主信政から葡萄酒一徳利・塩鯉一本・濃茶と薄茶二色を出すようにと命じられた用人木村奎之助・一町田権之進から、手紙で家老津軽頼貞に知らせがあった	江戸	山鹿藤助は素行の子で、平戸松浦藩家老山鹿平馬（素行の弟）の養子である
14			12	29	吉良上野介に葡萄酒一樽（二升入）が音物として進呈されている、使者は財津久右衛門が勤めている	江戸	
15	貞享3	1686	2	4	那須遠江守へ在所の葡萄酒二升入の手帳が藩主信政からの手紙を添えて遣わされており、使者は松野七右衛門が勤めている ※那須家藩主養子に藩主信政の子資徳が入っている	江戸	弘前藩で葡萄酒を醸造していたのはこの記事からも判明する
16			間3	29	吉良上野介に葡萄酒一樽二升入が、以前約束をしたとして進呈されており使者は山中次郎九郎が務めている	江戸	前年12月の音物として贈った葡萄酒が気に入ったものと思われる
17			8	15	弘前八幡宮祭礼時に、各町内で運行する練り物や屋台が城内の三の丸を通行する事になっていた、藩主信政は二の丸辰巳櫓からそれを見下ろすのだが、櫓に運ばれたお菓子の他に、提重にお酒入り徳利が二つあり、葡萄酒と桑酒が入っていることが書かれている	国	弘前八幡宮祭礼は天和2年（1682）に開始されるが、在国の藩主が二の丸辰巳櫓から三の丸を通行する練り物・屋台を見物する事が恒例になっていく、この時から葡萄酒が出されていた可能性が高い
18	貞享5	1688	正	10	家老の津軽将監から梅酒を拝領したいという申し出が藩主信政の耳に届き、梅酒と葡萄酒に塩白朮を添えて遣わされている	江戸	津軽将監は大学からの改名である
19			3	12	忍冬酒・葡萄酒・桑酒は天和2年（1682）から貞享2年（1685）迄造り置きしていたが、「散々替わり」御用に立たないと台所役人から申し立てがあったので、捨てるようにと命じられている	国	【17】の記事が確認出来たように思われる
20	元禄2	1689	5	5	忍冬酒・桑酒は去年作らなかったので不足している旨、竹森助之丞が申し立てたので、作るように申しつけた	国	竹森助之丞は台所頭と思われる
21			9	2	葡萄酒がないので、便（江戸に荷物を送る運送の便か？）があったら差し出すようにと、今日江戸から到着した飛脚から知らせがあったので台所役人に申し渡した	国	江戸藩邸では国元で醸造した葡萄酒が飲まれていた事が判明する
22	元禄3	1690	3	9	甲州の枰種三十が下されて来たので、唐牛三左衛門・中川小隼人に申しつけ、千年山に植えるように兩人に申しつける	国	枰（じょ）とは「どんぐり」であるが木の種類は不明、甲州から種子を取り寄せ、植えている事がわかるが、葡萄酒の記述は見当たらない
23	元禄5	1692	2	25	松前志摩守が参勤交代で江戸から下向につき、進物として鷹が捕らえた鷹二羽と葡萄酒二升入一樽を竹内甚左衛門を使者として遣わす事にしたとある	国	『津軽史』第15巻の1～3頁に書かれている記事である
24			2	28	松前志摩守に竹内甚左衛門が青盛（青森）で鷹二羽と葡萄酒一樽に升入を無事に進物として差し上げたとある、なお樽の蓋に葡萄酒と書いた雑木板をつけたようである	国	『津軽史』第15巻の1～3頁に書かれている記事である
25			8	21	御矢倉（二の丸辰巳櫓）へ名酒・桑酒・葡萄酒を御膳番が持参したが、藩主信政は召し上げられなかったとある	国	この年はこの日に弘前八幡宮の祭礼が行われた
26			10	3	山口勝右衛門が葡萄酒を差し上げたい旨を申し出たので、用人の大湯五左衛門に達した所、差し上げるようにと申し渡しがあったので差し上げた、藩主への披露は大湯が務めた	国	この葡萄酒も知行所の葡萄酒の可能性が高い
27			10	26	前戸桑酒・南蛮酒を五升宛でも三升宛でも取り寄せ、両奥様へ遣わすべしと大目付の佐々木刑部左衛門を以て仰せ出しがあったので、郡奉行の戸田佐五兵衛・對馬万右衛門方へ申し遣わした、また右の他の酒でも醸造したらその事を報告するようにと郡奉行に命じている	国	南蛮酒とはみりんのような甘い酒だという、両奥様とは藩主信政の継室と若殿信寿の正室をさす
28			11	3	江戸へ差し出す名酒入りの樽が出来たので、木の香りを取るようにと（棟方）作左衛門を以て仰せ出され、竹森助之丞に申しつけている、各樽は名酒前戸桑酒・かんろ酒・なんはん酒・婦とう酒（葡萄酒）・あわり酒の五色各五升を奥様用に、前戸桑酒・なんはん酒・かんろ酒の三色を中屋敷奥様用に遣わすようにとあり	国	上記の記事の続きになり、奥様とは藩主信政の継室、中屋敷奥様とは若殿信重の正室のことであり、弘前藩では種々の酒を醸造していた事がわかる
29	元禄6	1693	11	晦	日光門主が津軽家菩提寺津梁院に御成につき、信政から使者として相瀬竹右衛門が派遣され、忍冬酒と桑酒が一徳利づつ・蜜柑一籠が進呈された	江戸	忍冬酒と桑種は藩で醸造した物である
30	元禄7	1694	9	5	日光門跡からお守りと葡萄酒一籠が例年の通り藩主信政に贈呈される	江戸	信政は在国中のため、お守りは国元に送られた
31			9	14	国元を8月14日に出した荷物が19日より今日午の刻に到着、その中に珍多酒一徳利と桑酒三升が見える ※「国日記」同日条からは具体的内容は分からなかった	江戸	この場合の珍多酒が葡萄酒なのか、江戸から下りものとして国元にあった珍多酒なのかは不明である
32	元禄9	1696	8	13	大奥様への進呈物に、葡萄酒一樽（五升入）・桑酒一樽（五升入）・忍冬酒一樽（五升入）などあり	江戸	大奥様は信政の継室である
33			8	24	川勝権之助から藩主信政の留守見舞い井に大奥様用に、梨子・葡萄酒一籠が自筆の手紙を添えて用人山川角左衛門・松野茂右衛門まで差し上げあり、お返事は右に応じて仕るとあり	江戸	川勝権之助は増山家の一族で、信政の子那須与一資徳とは親戚の家筋になる

※典拠で「国日記」は「国」、「江戸日記」は「江戸」と略記した。記事がない年は関係記事がなかったためである。念のため葡萄酒・葡萄・ちんた酒等はゴシックにした。